

## 評価部会から幹事会に検討を依頼された案件について

平成 26 年 8 月 20 日の第 111 回農薬専門調査会幹事会（以下「幹事会」という。）にて、評価部会から幹事会に検討を依頼することになった案件について審議が行われた。その審議結果は以下のとおり。

### 1. 急性参照用量に関連する部分の記載方法について

#### 【内容】

評価書案において、急性参照用量に関連する部分については、これまで評価書本文中では、「〔農薬名〕の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は…」、表のタイトルは、「単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響等」と記載していたが、7 月 14 日開催の評価第一部会及び 7 月 16 日開催の評価第二部会における審議の中で、急性参照用量設定に関連する毒性所見であることをより明確にすべきではないかとの意見が出され、評価書にどのように記載すべきかについて、幹事会に検討を依頼することとされた。

（記載案）

- ・ 急性参照用量設定に関連する（と考えられる）毒性影響（等）
- ・ 急性影響に関連する（と考えられる）毒性影響（等）
- ・ 単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響（等）

#### 【審議結果】

評価書案における急性参照用量に関連する部分の記載ぶりについては、急性参照用量の設定を始めたところであることから、現段階で変更を検討するのは時期尚早ではないかとの意見が出され、具体的な事例が蓄積されてから、再度検討することとし、当分の間は、現状のままと運用することとされた。